

- 第1条 この特記仕様書は、福井県農林水産部水産課所管の土木請負工事で、諸経費体系が一般公共（漁港漁場関係工事、海岸工事）を対象とする。一般公共（漁港漁場関係工事、海岸工事）の工種区分は、漁港漁場関係工事積算基準 2-2-1「表-1 工種区分とその内容」に掲載のものとす。
- 第2条 週休2日の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における週休2日（毎週2日以上閉所）を実施する工事である。
- 第3条 受注者は、当該工事が「週休2日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第4条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、毎週2日以上現場閉所する週休2日を反映した施工計画書を監督職員に提出し、確認を受けること。
- 第5条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず休日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第6条 当初設計時において、単価等に補正係数を乗じた積算を行う。補正係数は、表-1「週休2日工事」補正率表に定めるものを使用する。
- 2 週休2日工事として発注された工事において、週休2日が未達成となった場合は、前項の補正係数を乗じない単価等で減額変更する。
- ただし、工事期間内（準備、後片付けを除く現場における稼働期間）の3割以内の週で、週2日の現場閉所が未実施となった場合でも、週休2日工事においてはその代替日を工事期間内で受注者が任意に選定し、現場閉所が実施できれば「達成」と見なし、工事費を減額変更しない。なお、達成基準を判定する週の単位（「同一週」の定義）は、月曜日から日曜日を基本とする。
- 第7条 準備、後片付けを除く現場の稼働期間において、週休2日（毎週2日以上閉所）を達成できなかった場合には、工事成績評定要領に基づき減点する。週休2日の達成基準の運用については、別に定める「福井県建設工事における週休2日実施要領」第6条を参照すること。
- 第8条 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の

現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。

第 9 条 受注者が、月報に虚偽の記載を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく措置等を行う。

第 10 条 「週休 2 日工事」の実施にあたっては、「福井県建設工事における週休 2 日実施要領」に基づくものとする。この要領は、福井県土木部土木管理課のホームページから入手できる。

表－1 「週休 2 日工事」補正率表

項 目	当初設計	未達成時
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00